

Immanuel Kant „Kritik der reinen Vernunft“

イムヌーエル・カント（1724－1804）

『純粋理性批判』 第一版（1781） 第二版（1787）

先験的論理学

第二部門 先験的弁証論

緒言

一、先験的仮象について

先験的分析論において、弁証論一般は「仮象の論理学」であることが告げられた。では、そのことは、カントの理説のなかで如何なる意味を有することになるであろうか。先験的弁証論は、先験的論理学の第二部門として位置付けられているのであり、従って、ここで言う「仮象」も、＜悟性を誤謬へ導くもの＞として、「思惟される場合の対象の判断」、「対象とわれわれの悟性との関係」においてのみ見出されるものである。

感官においては、その対象の表象に判断が含まれることはないから、感官が誤ることは決して起こり得ない。同様に、悟性法則（純粋な悟性の形式）に合致した認識にも誤謬が入り込む余地はない。何故なら、悟性が自己の法則に従って働いている限り、その結果としての判断は、必然的にこの法則に一致しなければならない。そこに「あらゆる真理の形式的側面」が成り立つのである。

カントの構えでは、認識の源泉は感性和悟性の他にはありえないから、各々の純粋な形式においては誤謬の生じる可能性はなく、従って、誤謬が生じるのは、それが認識（真理）へと至る途上においてであるということになる。

カントは誤謬、誤った判断の発生する原因を、認識の源泉である感性和悟性から

認識が形成されようとする際に、感性が悟性に対して影響を及ぼしてしまい、「判断の主観的根拠が客観的根拠と一緒にされ、客観的根拠が自己の規定から逸脱せしめられ」てしまうからだと考えている。ここでは、感性が悟性の規定する圏域に留まっていない限り、誤謬をもたらすことになるのである。（註を参照）

そこで、判断に誤りを齎す仮象が問題となるのであるが、カントはこれについても、先験的（超越論的）論理学の規定するところにより、経験的仮象と先験的仮象とを峻別し、ここで議論の対象になるのは後者のみであると規定している。しかし、この場合、経験的仮象とは、「悟性規則を経験的に使用する際に生じ」るものであり、そこで「判断力が想像作用の影響を受けて、この種の経験的仮象によって誤りに導かれる」とされているが、ここでは、この経験的仮象が何であるかという明確な規定はなされない。ただ、「悟性規則を経験的に使用する際に生じ」ということに対して、問題とすべき先験的仮象は、「範疇の経験的使用を超越せしめ、純粹悟性を拡大できるかのような幻想をもってわれわれの心を釣ろうとするもの」であることがいわれるだけである。

カントは、ここに（判断）適用の原則の次のような区別を挟む。

内在的原則：可能な経験の埒内にその適用が全くかぎられる原則

超越的原則：可能な経験の限界を超越するような原則

但し、ここで超越的と呼ばれているのは、範疇の先験的使用或は誤用とは明確に区別されるべきものであり、純粹悟性の活動領域の境界を踏み越えて、「何らの境界設定をも認めないまったく新しい地盤を不遜にも要求するよう、われわれをそそのかす」原則であると言われている。従って、超越的原則は経験の限界を踏み越え、本来経験的使用のみに関する純粹悟性の諸原則に違反するように促すのである。これからの批判の道筋は、このような超越的原則が現象ならざる仮象に過ぎないものであることを示すような方向をとるであろう。

しかし、先験的仮象は、それが仮象であり無意味であることが示されてもなお消滅しない。そこでカントは、先験的弁証論の課題は、「超越的判断が仮象であるゆえんを暴露し、同時にこの仮象によって欺かれないよう防止することをもって満足するであろう」と述べている。

二、先験的仮象の在り処としての純粹理性について

A 理性一般について

すべてわれわれの認識は感官からはじまり、次に悟性へと進み理性にいたって終わる。

カントは理性を認識の最終局面における、直観の素材を加工し、思惟の最高統一のもとに属すものと位置付けている。カントによれば理性にも悟性と同様に、論理的（思弁的）使用があり、それとは別に実在的（実践的）使用もある。能力という観点からは、前者は間接推理（三段論法）の能力であり、後者はみずから概念を産出する能力（先験的能力）であると呼ばれる。ここに、両者を包括するような、より高次の概念が求められる。

先験的分析論において、悟性は「規則の能力」として説明されたが、これに倣って、理性は「原理の能力」と呼ばれる。ここで言う原理とは、全称命題や、数学上の公理とは区別され、「概念（媒概念）によって特殊（小概念）を普遍者（大概念）のうちに包摂して認識する場合のような認識」が原理からの認識と呼ばれる。

このように言った場合、悟性の提示するアприオリな普遍的命題も、その使用が可能な限りは原理と名づけることができるが、これら純粹悟性の諸原則をその起源から考察すると、そこには概念に由来する認識は見出されない。これらの諸原則がアприオリに可能なのは、そこに純粹直観や経験一般の条件の助力が介在しているからであり、従って「概念からする総合的認識は、悟性の決して与えうところ」ではない。そして、ここでいう「概念からする総合的認識」こそ、カントが原理と名づけるものである。

こうしてカントは理性能力の一般的概念を次のように規定する。

悟性が規則を媒介として現象を統一する能力であるとすれば、理性は悟性規則を原理のもとに統一する能力である。であるから理性は決して最初から経験或は何らかの対象に関係せず、悟性に関係して、悟性認識の多様に概念によってアприオリな統一を与える。そしてこの統一が理性統一と称されて、悟性によってなされうる統一とは全く別種のものをなすのである。

B 理性の論理的使用について

ここでは理性の論理的使用の面についての論及がなされる。

認識においては、直接に認識されるものと、推論によって認識されるものとは区別される。しかし、一般的には推論は絶えず必要とされるので、しばしば推論の結果認識されたものが直接知覚されたものと誤認される。

カントによれば、推論においては必ず、「根拠をなす一つの命題（大前提）と、もう一つ他の命題、すなわち前の命題から引き出される推論（結論）と、最後に後者の命題の真理性が前者の命題の真理性とそれによって必然的に結合せしめられるところの推理過程（斉合性）〔小前提〕とがある」。

推論された判断が前の判断に含まれていて、小前提を必要としない場合の推論は直接的と称されるが、カントはこれを悟性推理と呼ぶ。これに対して結論を導き出すために、根底に存する認識以外にもう一つの判断（小前提）を必要とする場合、この推論は理性推理と呼ばれる。

カントは三段論法の各段階を次のように記述している。

わたくしはまず悟性によって一つの規則（大前提）を考える。次にわたくしは判断力を媒介として一つの認識（小概念）をその規則（大前提）の制約（媒概念）のもとに包摂する（小前提）。最後にわたくしはその規則の述語（大概念）によって、わたくしの認識（小概念）を規定する（結論）。

そして、このようなことはアプリアリに理性のみによってなされる。カントによれば、ここで「規則としての大前提が、一つの認識（主語）とその制約（述語）との間に表象する関係が三段論法のいろいろな種類を構成する」のである。

この三段論法の種類は、悟性における認識の関係を表現する表現様式による区別と同様であり、定言的、仮言的、選言的の三種類である。

C 理性の純粋な使用について

ここでなされるのは、いわば理性概念の先験的（超越論的）究明である。カントはここでの問題を次のように要約している。

理性自体、すなわち純粋理性は、アプリアリに総合的原則及び規則を含んでいるか否か。そしてこのような原理の本質は何か。

この問いに対して、三段論法における理性の形式的論理的な手続きから、純粋理性による総合的認識において理性の先験的原理がいかなる原理に基づくかが、二つの点で説明される。

- ① 三段論法は概念や判断に関与するものであり、従って純粋理性が対象に関与するとしても、それは悟性や悟性の判断に関与するのみであり、そこでそれらの悟

性や悟性の判断が、感性や感性の直観に関与して、間接的に理性の対象を規定しているのである。従って、理性の統一は、可能な経験の統一としての悟性の統一とは本質的に区別される。

- ② 理性は論理的に使用されることによって、自己の判断の普遍的条件を見出そうとするものであり、理性推理としての三段論法は、自己の条件を一つの普遍的規則の下に包摂する一つの判断である。

すると、この普遍的規則が普遍的であるためには、あらゆる理性推理によって条件の条件を求め、認識の統一を齎す無条件者を見出さなければならない。そしてこの論理的格率が純粹理性の原理たりうるためには、「もし条件づけられたものが与えられているとすれば、相互に従属せしめられた諸条件の全系列、それはしたがってそれ自身は無条件的なものであるが、このような無条件者もまた与えられている」ということが想定されなければならない。

こうして、理性の位格が総合的なものとして、無条件者の境位から示される。しかし、純粹悟性の与り知らぬ無条件者が実際に承認されるとするならば、それによって多くのアプリアリな総合命題に素材を与えるような諸規定、自ずと経験によって条件付けられたものとは異なる諸規定によって、それが案出されてしまうことになる。従って、「純粹理性の最高原則から発する諸原則は、あらゆる現象に関して超越的」であり、「この原則はあらゆる悟性の原則とはまったく異なる」ものとなる。

ここにこの批判が「純粹理性の批判」である所以の、理性に対するある根源的な疑いが兆してくるのである。

そもそも「諸条件の系列は漸次拡大されて無条件者にまで及ぶ」というあの原則は客観的正当性を有するものであるかどうか。どのような帰結がこのような原則から経験的な悟性使用に生ずるであろうか。或は、むしろどこにもこのような客観的に妥当する理性命題は存在せず、順次高次の条件へと高まっていった条件の完全性に近づき、それによって、われわれに可能な最高の理性的統一をわれわれの認識にもたらすような、単に論理的な指示が存するにすぎないのではないかどうか。あえていうが、理性のこのような要求が、誤解によって純粹理性の先験的原則と見なされ、この原則がこのような無制限な完全性を、軽率にも対象そのものにおける条件の系列について要請するのではないかどうか。しかしこの場合においても、その大前提が純粹理性からとられ、みずからは経験から発して経験の諸条件へと高まってゆくところの理性推理のうちへ、どのような誤解と欺瞞と

がしのびこみうるか。(B365~366)

これが、先験的弁証論における問いの要諦である。こうして先験的弁証論は、純粹理性の超越的概念について論じられる篇と、純粹理性の超越的にして弁証的な理性推理について論じられる篇との二つから成る。

先験的弁証論

第一篇 純粹理性の概念について

カントは一先ず、純粹理性から導きだされる概念は、単に反省された概念ではなく推論された概念であることを立言する。

これに対して悟性概念は、アプリアリに経験に先立ちながら、経験のために思惟される。しかし、それが含むのは現象に関する反省の統一以上のものではない。悟性概念は、対象の認識及び限定を可能ならしめ、推論に対してはじめて素材を与える。だから、この悟性概念に先立って、対象についてのアプリアリな概念存することはありえない。従って、悟性概念の客観的実在性は、「その適用がつねに経験において示されることができなければならないということ」にもっぱら基づいている。

ところが「理性概念は、その名前からしてすでに前もって、それが経験内に制限されたくないということを示している。なぜなら理性概念の関与する認識は、どの経験的認識も単にその一部にすぎないような認識であり、もちろんいかなる実際の経験もそこまではどうてい完全には到達しないが、しかしやはりつねにそれに所属しているような認識であるからである。」とカントは言う。このような理性概念の、経験に対して間接的でありながら総合的であるという特質は、そこに至る推論の成否による概念の成否という分裂を持ち来す。カントはそれを一旦、*conceptus ratiocinati* (正当に推論された概念) と *conceptus ratiocinantes* (詭弁的概念) とに分類してみせるが、この区別を取り扱うのは、この弁証論の第二篇における弁証的推理においてであるとして、ここでは純粹理性概念に「先験的理念」という新たな名前を与え、その命名の理由を説明するものとしている。

第一節 理念一般について

理念という語はプラトンの引用としてこの場に齎される。プラトンにおいて、理念は物そのものの原型であり、単に範疇のように可能な経験の鍵であるだけではない

とされる。それはまた、アリストテレスが論じた悟性概念を超越するものを意味するものであることを十分察することができるような用い方が成されていると見られている。

カントによれば、プラトンはわれわれの認識力が、現象を捉えるに際しそれを経験として読むことをするため、現象を表象するに際して単にそれを総合的統一に従って綴ることよりも、より高い要求が孕まれていくものであり、その結果認識の方は、経験が与える対象の範囲を越え出るような認識に至ろうとするものであり、しかも、その認識が確かな実在性を有するものであることを十分に認めていたという。そして、プラトンは理念を一切の実践的なものの相の下に置く。だが、カントはプラトンの理念の概念は、純粹かつ完全にアприオリにのみ与えられた場合の思弁的認識にまで拡張され、対象を可能な経験の世界にしか持ち得ないところの数学を超えた領域にまで拡張されたとして、これを退ける。カントは、これをより事物の本性に合うようなかたちに再解釈することで、プラトンの理念という言葉新たな理性の原則として蘇生させようとするのである。

カントはそれをプラトンの国家に触れつつ、理念としての憲法から実践理性批判の課題たるべき道徳法則についまでを説いてみせる。だが、ここで問題となるのはカントの言葉を用いるならば「かの尊厳なる道徳的建造物の基盤を平坦かつ堅固ならしめる仕事」であり、「理念という言葉の根源的意味」に従ってそれを支持することが成されるべきであると説かれる。そして最後に、今までになされた、各表象様式の段階が整理されてこの節は終わる。

類=表象一般 (repraesentatio) - 意識を伴った表象 (perceptio 知覚)

／自己の状態の変容としての主観に関係する知覚：感覚 (sensatio)

／客観的な知覚：認識 (cognitio) ／直観 (intuitus)

／概念 (conceptus) ／経験的概念

／純粹概念／悟性概念



／理性概念

(理念)

第二節 先験的理念について

先験的分析論においては、判断の形式が経験における一切の悟性使用を導く範疇を生ぜしめ、そこにアприオリな純粹概念の起源が垣間見られ、対象の経験的認識を可能ならしめる総合的統一が示された。

だから、理性の段階であるこの先験的弁証論においても、これと同様の道筋を辿り、三段論法の形式が特殊なアプリアリな概念を含んでいるのではなかろうか、というのがカントの目論見である。カントはそれを先験的理念という名で呼びならしここにそれを探求しようとするのである。

推論（三段論法）における理性の機能は、概念にしたがって認識に普遍性をあたえることにある。三段論法の結論は、一つの述語を一定の対象の上に制限することで齎されるが、それは大前提において一定の条件のもとにそれが属する全範囲に亘る考究がなされた結果として到来する。ここからカントは「先験的理性概念とは、一個の与えられた被制約者に対する諸条件の総体性の概念」即ち普遍性の問題に他ならないとみている。そしてこの普遍性を可能ならしめるのが無条件者であり、そこから純粹理性概念の種類が、悟性が範疇によって表象する関係の種類に準じて区分される。

普遍性 (Universalitas) ～無条件者

- ・一個の主観における定言的総合の無条件者～それ自身は述語をなさない主語
- ・一個の系列の項の仮言的総合の無条件者～何ものをも前提しない前提
- ・一個の体系における部分の選言的総合の無条件者～区分の項の集合

ここに網羅された純粹理性概念は、カントによれば、諸条件の総合における総体性によって、「少なくとも悟性の統一を、できるだけ無条件者へと進めるための課題として必要であり、人間の理性の本性中に根ざすもの」であるとされる。

だが、カントはここに「あらゆる理性概念の共通名称としての無条件者について語る」際に「欠くことのできない言葉であるが、しかも長い間の誤用によりそれに付着した曖昧性のため、確実に使用できない言葉」として「絶対的」という言葉を持ち出してくる。

カントは「絶対的」という言葉の一般的な用法としては、或ものがそれ自体について考察された事柄について、内的に妥当することを示す場合と、或ものがすべての関係において妥当することを示す場合との二通りの用法があり、これを、対象について言う「最小限」の形容と「最大限」の形容というように区別されているという。一般的にはこの二つの意味は双方において合致するものとして立てられているが、カントはこの絶対的という言葉、内的必然性に制約されるものから切り離す方向に規定していく。

こうして、先験的理性概念は、カント的に拡張された意味において、諸条件の絶対的総体性のみを目標とし、あらゆる関係において無条件なものに至るまでは決して止むことを知らない。理性はただ悟性の使用にのみ関与するのであるが、それは

悟性に対して或種の統一の方向を指示するためである。だが、この統一について、悟性は何も知ることがないから、この統一は超越的であることになる。

理念という場合、それは感官においてはこれに合致する対象の与えられない必然的な理性概念を意味することは前節で述べられた訳だが、してみると、今考究された純粹理性概念は先験的理念であるということになる。それは純粹理性の概念であり、あらゆる経験的認識を諸条件の絶対的総体性によって規定されたものとみなすからである。

カントは、このような理念を「極大概念」と呼び、実践理性の理念において、そのもっとも肥沃な領野を見出すものとみている。しかし、ここで問題となっているのは、先験的理性概念における理念であり、その場においては「先験的理性概念は単に理念に過ぎない」といわれなければならないにしても、悟性に対してはその整合的使用のカノンとして役立つものでもあり、この認識によってのみ最も遠くまで導かれる。

第三節 先験的理念の体系

対象を持つ得る全ての関係

(1) 主観への関係

(2) 対象

現象として-客観

(3) 経験一般-対象として-客観

(1) 主観に対する関係

(2) 現象における客観の多様性に對する

(3) あらゆる物一般に對する